

(表面)
伐採及び伐採後の造林の届出書

年 月 日

国富町長 殿

【届出者(森林所有者等)】

伐採後の造林に係る権原を有する者

住所

氏名

連絡先

印

立木を伐採する権原を有する者

住所

氏名

連絡先

印

【提出者】

住所

氏名

連絡先

印

【伐採事業者】

住所

氏名

連絡先

印

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。
なお、裏面の**遵守事項**を確認し、伐採することを誓約します。

1 森林の所在場所

国富町大字	字		
	林小班	-	-

2 伐採の計画

伐採面積	ha		
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	%
集材・搬出方法	車両系・架線系・搬出無		
路網の設置延長	m	宮崎県作業道開設基準	従う・従わない
伐採樹種			
伐採期	年(最低林齢: 年 ~ 最高林齢: 年)		
伐採の期間	年	月	日 ~ 年 月 日

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積(A+B+C+D)	ha
人工造林による面積(A+B)	ha
植栽による面積(A)	ha
人工播種による面積(B)	ha
天然更新による面積(C+D)	ha
ぼう芽更新による面積(C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他()・なし
天然下種更新による面積(D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他()・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)	月 月 日 ~ 月 月 日			本
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)	月 月 日 ~ 月 月 日		ha	本
5年後において適確な更新がなされない場合	月 月 日 ~ 月 月 日		ha	

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

4 備考

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町ごとに提出すること。
- 2 立木を伐採する権原を有する者が伐採後の造林に係る権原を有する者でない場合にあっては、伐採する権限を有する者と当該伐採後の造林に係る権原を有する者が連名で提出すること。
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 4 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 5 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 6 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、その他の針葉樹及びぶな、くぬぎ、その他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 7 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 8 集材・搬出方法について、路網を開設する場合は、路網の設置延長を記載し、宮崎県作業道等開設基準に従うか従わないかに○をつけること。
- 9 伐採年齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 10 伐採の期間が年度を超える場合には、2の伐採の計画を年度別に記載すること。
- 11 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 12 植栽による面積欄には、国富町森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 13 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込みなどの作業の種類を記載すること。
- 14 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 15 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 16 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であって、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。
- 17 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

※ 届出に係る森林において過去に森林整備事業（造林補助事業）が実施されていた場合、その事業完了日から数年間は皆伐や転用等が制限されている場合があるので、該当する場合は、宮崎県中部農林振興局もしくは宮崎中央森林組合にて確認すること。

遵守事項

- ① 伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認して伐採を行います。
- ② 地元自治会長及び隣接者へ伐採の内容を事前に説明して伐採を行います。
- ③ 伐採に当たっては、林地の保全、落石の防止、土砂の流失、風水害等各種災害を誘発することのないよう、十分考慮して行います。
- ④ 伐採・搬出に県道、町道、法定外公共物（農道・林道等）を反復して利用する場合は、道路使用届を提出し、万が一破損した場合は、原形復旧を行います。
- ⑤ 伐採に起因する事案が生じた場合は、伐採中及び伐採後においても届出者、伐採事業者がその責任を負い、原形復旧及び森林保全の早期回復を行います。

遵守事項を確認しました。

伐採後の造林に係る権原を有する者

(確認後☑してください。)

立木を伐採する権原を有する者

伐採事業者

(様式第2号)

伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書

年 月 日

殿

国富町長

印

年 月 日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された下記の伐採及び伐採後の造林の計画は、国富町森林整備計画に適合すると認められるので、通知する。

記

提出された伐採及び伐採後の造林の届出の概要

森林の所在場所：国富町大字 字

伐採面積： ha

伐採方法：主伐(皆伐・択伐)・間伐 伐採率(%)

伐採の期間：

伐採樹種：

伐採齢：

造林の方法：人工造林(植栽・人工播種)
天然更新(ぼう芽更新・天然下種更新)
樹種、本数

造林の面積： ha

造林の期間：

(様式第3号)

伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書

年 月 日

殿

国富町長

印

年 月 日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書について、下記の内容を確認したので通知する。

記

森林の所在場所：国富町大字 字

伐 採 面 積： ha

伐 採 方 法：主伐(皆伐・択伐)

伐 採 の 期 間：

伐 採 樹 種：

伐 採 齢：

(様式第4号)

伐採及び伐採後の造林の計画の変更に関する命令書

年 月 日

殿

国富町長

印

年 月 日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画のうち下記事項については国富町森林整備計画に適合しないと認められるので、森林法（昭和26年法律第 249号）第10条の9第1項の規定に基づき、伐採及び伐採後の造林の計画を変更するよう命令する。

記

命令に係る森林の所在場所	命令の内容	その他必要な事項

〔教示〕 この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国富町長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第 139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国富町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

注意事項

- 命令の内容欄には、国富町森林整備計画に適合しない内容について変更すべき点とその理由を具体的に記載すること。
- その他必要な事項欄には、伐採及び伐採後の造林の計画を変更するのに必要な指導事項を具体的に記載すること。

(様式第5号)

伐採等届出に係る変更届出書

年 月 日

国富町長 殿

【届出者(森林所有者等)】

伐採後の造林に係る権原を有する者

住所

氏名

連絡先

印

立木を伐採する権原を有する者

住所

氏名

連絡先

印

【提出者】

住所

氏名

連絡先

印

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に関し、下記のとおり変更がありましたので届け出ます。

記

1 伐採及び伐採後の造林の届出書の内容

確認又は適合通知番号	
森 林 の 所 在 場 所	国富町大字 字

2 記載内容の変更 (該当する項目に☑を記入)

- 伐採後の造林に係る権原を有する者の変更
- 立木を伐採する権原を有する者の変更
- 伐採事業者の変更
- 伐採面積の変更 (※面積が増加する場合は新たに伐採及び伐採後の造林の届出書を提出すること。)
- 伐採期間の変更
- 造林方法・面積の変更
- 造林期間・面積の変更
- その他記載内容の変更【

変更対照表

変更前 (伐採及び伐採後の造林の届出書の内容)	変更後の内容

※変更内容の分かる書類 (契約書等) を添付してください。

(様式第6号)

伐採後の伐採等届出に係る変更届出書

年 月 日

国富町長 殿

【届出者(森林所有者等)】
伐採後の造林に係る権原を有する者
住所
氏名 印
連絡先

【提出者】
住所
氏名 印
連絡先

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に関し、下記のとおり変更がありましたので届け出ます。

記

1 伐採及び伐採後の造林の届出書の内容

確認又は適合通知番号	
森 林 の 所 在 場 所	国富町大字 字

2 記載内容の変更 (該当する項目に☑を記入)

- 伐採後の造林に係る権原を有する者の変更
- 造林方法・面積の変更
- 造林期間・面積の変更
- その他記載内容の変更【 】

変更対照表

変更前 (伐採及び伐採後の造林の届出書の内容)	変更後の内容

※変更内容の分かる書類 (契約書等) を添付してください。

(様式第7号)

伐採取りやめ届出書

年 月 日

国富町長 殿

【届出者(森林所有者等)】

伐採後の造林に係る権原を有する者

住所

氏名

連絡先

印

立木を伐採する権原を有する者

住所

氏名

連絡先

印

【提出者】

住所

氏名

連絡先

印

年 月 日に提出した下記の伐採及び伐採後の造林の届出については、伐採を取りやめましたので届け出ます。

記

適合通知又は 確認通知番号	
森林の所在場所	国富町大字 字
伐採面積	
伐採期間	
今後の伐採予定	

(参考) 適合通知又は確認通知の表示例

伐 採 等 届 出	
森 林 の 所 在 場 所	
届 出 者 (森 林 所 有 者 等)	
伐 採 事 業 者	会社名 住所 連絡先
適 合 通 知 番 号	
伐 採 面 積	ha
伐 採 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日

※A4以上のサイズとし、看板もしくはラミネート加工するなど伐採期間中に破損しないようにしてください。

(表面)
伐採及び伐採後の造林に係る状況報告書

年 月 日

国富町長 殿

【届出者(森林所有者等)】

住所
氏名 印
連絡先

【提出者】

住所
氏名 印
連絡先

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき、下記のとおり伐採及び伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

記

1 森林の所在場所

国富町大字	字
適合又は確認通知番号【	】 林小班 - -

2 伐採の実施状況

伐採面積	ha		
伐採方法	皆伐・択伐	伐採率	%
集材・搬出方法	車両系・架線系・搬出無	搬出路新設の有無	有・無
伐採樹種		林齢	
伐採の期間	年 月 日 ~	年 月 日	

3 伐採後の造林の実施状況

種別	造林の方法	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
<input type="checkbox"/> 人工造林	植栽	月 月 日 ~ 月 月 日		ha	本
<input type="checkbox"/> 天然更新	<input type="checkbox"/> ぼう芽更新 <input type="checkbox"/> 天然下種更新	月 月 日 ~ 月 月 日		ha	裏面の とおり

※種別等に☑してください。

※天然更新の場合は、裏面に生育状況がわかる写真等を添付してください。

4 備考

--

注意事項

- 1 報告に係る森林の所在する市町ごとに提出すること。
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 3 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 4 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 5 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）その他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 6 伐採方法欄には、皆伐又は択伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 7 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 8 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 9 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。

伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書

以下のとおり更新していることを報告します。

伐採跡地が全体的に更新されています。

更新樹種の稚樹の樹高が50cmを上回っています。

更新樹種が2.5m×2.5mの範囲内に2本以上生育しています。(haあたり3,000本以上)

【造林地の写真】

1 造林地全景の遠景(数枚に分けて可)

2 更新樹種の生育状況(代表的な樹種の樹高や成立本数がわかる近景)

※裏面に写真が収まらない場合は、別紙に添付してください。

緊急伐採届出書

年 月 日

国富町長 殿

【届出者(森林所有者等)】

伐採後の造林に係る権原を有する者

住所

氏名

連絡先

印

立木を伐採する権原を有する者

住所

氏名

連絡先

印

【提出者】

住所

氏名

連絡先

印

火災（風水害その他の非常災害）に際し、緊急の用に供する必要があるため、次のとおり森林の立木を伐採したので、森林法第10条の8第2項の規定により届け出ます。

記

森林の所在場所	国富町大字 字
伐採の日時	年 月 日 午前 ・ 午後 時
伐採の理由	
伐採の方法 及び面積	

注意事項

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

伐採及び伐採後の造林の計画の遵守に関する命令書

年 月 日

殿

国富町長

印

年 月 日現在貴殿が行っている下記の森林における〔伐採／伐採後の造林〕は、年 月 日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画に従っていないと認められるので、森林法（昭和26年法律第 249号）第10条の9第3項の規定により、貴殿の提出した届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画に従って〔伐採／伐採後の造林〕を行うよう命令する。

記

命令に係る森林の所在場所	命令の内容	その他必要な事項

〔教示〕 この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国富町長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第 139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国富町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

注意事項

- 〔伐採／伐採後の造林〕は、該当するものを選択すること。
- 命令の内容欄には、提出のあった伐採及び伐採後の造林の計画に従っていない内容について具体的に記載すること。
- その他必要な事項欄には、提出のあった伐採及び伐採後の造林の計画に従った伐採及び伐採後の造林を行うために必要な指導事項を具体的に記載すること。

伐採の中止命令書

年 月 日

殿

国富町長

印

貴殿が行った下記の森林における立木の伐採は、森林法（昭和26年法律第 249号）第10条の8 第1項の規定に違反し、引き続き伐採をすることは認められないので、同法第10条の9 第4項の規定に基づき、下記の森林について伐採を中止するよう命令する。

記

- 1 立木を伐採した森林の所在場所
国富町大字 字

- 2 命令に係る森林の所在場所等

命令に係る森林の所在場所	その他必要な事項
(林小班)	

[教示] この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国富町長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第 139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国富町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

注意事項 その他必要な事項欄には、適正な伐採を行うために必要な指導事項を具体的に記載すること。

伐採後の造林命令書

年 月 日

殿

国富町長

印

貴殿が行った下記の森林における立木の伐採は、森林法（昭和26年法律第 249号）第10条の8 第1項の規定に違反し、伐採後の造林をすることが必要と認められるため、同法第10条の9 第4項の規定に基づき、伐採後の造林をするよう命令する。

記

命令に係る森林の所在場所	命令の内容	その他必要な事項

〔教示〕 この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国富町長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第 139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国富町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

注意事項

- 命令の内容欄には、伐採後の造林を命ずる伐採跡地について、造林の期間、植栽本数及び樹種を具体的に記載すること。
また、伐採後の造林を命ずる伐採跡地が、国富町森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地以外の伐採跡地にあつては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日（以下「基準日」という。）から起算して5年を経過した日までに、命令に係る植栽本数及び樹種による更新が認められない場合は、基準日から起算して7年を経過した日までに命令に係る植栽本数に満たない本数を植栽する旨を併せて記載すること。
- その他必要な事項欄には、適正な伐採後の造林を行うために必要な指導事項を具体的に記載すること。

森林経営計画に係る伐採等の届出書

年 月 日

国富町長 殿

【届出者(森林所有者等)】

伐採後の造林に係る権原を有する者

住所
氏名
連絡先

印

立木を伐採する権原を有する者

住所
氏名
連絡先

印

【提出者】

住所
氏名
連絡先

印

認定番号第 号をもって認定された森林経営計画の対象となる森林につき下記のとおり伐採(造林、譲渡、作業路網の設置)をしたので、森林法第15条の規定により届け出ます。

記

所在場所				伐採				造林			譲渡				作業路網の設置		備考		
都道府県	市郡町村	字(大字)	地番	主伐間伐	伐採面積(ha)	樹種	伐採立木材積(m³)	時期	造林方法	造林面積(ha)	時期	伐採の時期	伐採面積(ha)	樹種	林齢	伐採立木材積(m³)		時期	路網設置延長(m)

注意事項

- 2以上の都道府県にわたるものにあつては、都道府県ごとに別葉とすること。
- 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 材積は、立方メートルを単位とし、小数第1位を四捨五入すること。